

議案第 7 7 号	消防救急デジタル無線設備（2期整備）の取得について
契約検査課	消防救急デジタル無線システムを整備し、安全・確実・迅速な災害対応を行うため、各種機器を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。
<p>【取得数量】 1式</p> <p>【取得金額】 275,400,000円</p> <p>【取得の相手方】 大阪府吹田市江坂町2丁目1番43号 株式会社富士通ゼネラル 近畿情報通信ネットワーク営業部 部長 坂口 晋</p> <p>【取得目的】 デジタル化により秘匿性の向上と高度な情報通信を可能とし、市民の安全安心の向上を図る。（音声通信のみでなく、データ通信機能等を有する） また、電波法関係審査基準の改定により、現在のアナログ無線の使用期限が平成28年5月31日までとなっており、デジタル無線への移行が必要となる。</p> <p>【運用開始】 平成27年4月～</p> <p>○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第3条（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分） 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、<u>予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い</u>（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。</p>	